

第2号議案 平成29年度事業計画及び収支予算に関する件

I 平成29年度事業計画

一般社団法人 日本養豚協会 平成29年度事業計画

自 平成29年 4月 1日
至 平成30年 3月31日

TPPは、米国の永久離脱表明により先行きが不透明な状況にあり、EUとのEPA交渉が本格化するなど、国内の生産体制に影響を及ぼす国際交渉が山積している。

将来にわたって我が国の豚肉自給率50%強を確保するための対策を早急に講じなければならない状況となり、関係者一丸となって養豚農業を推進して行くためには、国内の養豚生産者がこれまで以上に活動を活発に行う必要がある。

このため平成29年度においては、生産者自らが輸入豚肉と競争していくための様々な活動費を拠出（とんとん助金）するため、養豚のチェックオフ制度を法制化する活動を最大の目標とする。

国内養豚の強化を図るため、次の基本事業を実行する。

【基本事業】

- (1) 養豚経営の安定と生産力の向上に関する事業
- (2) 養豚の国際競争力の向上と後継者育成に関する事業
- (3) 豚疾病の予防及びまん延の防止、撲滅に関する事業
- (4) 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業
- (5) 豚肉の消費の維持・拡大、自給率の向上に関する事業
- (6) 養豚にかかわる情報の収集、提供等に関する事業
- (7) 養豚振興についての政策要請・提案活動に関する事業
- (8) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 「養豚農業振興法」に基づく養豚農業の推進に関する事業

策定された「養豚農業の振興に関する基本方針」に基づいて、経営の安定、国内由来飼料の利用増進、豚の飼養衛生管理の高度化、安全で安心して消費することが出来る豚肉の生産促進及び消費拡大等を推進するとともに豚肉の自給率50%を下回らないための取り組みを推進する。

基本事業(1)(6)(7)に関連。

2. チェックオフ制度の法制化と推進に関する事業

国内養豚生産者が生産経営の安定基盤を確保するため、国産豚肉の消費拡大等を自らの拠出金を財源とするチェックオフ制度の法制化に向け設立された「養豚チェ

ックオフ協議会」を中心に全国の養豚生産者に賛同を呼びかけ、法制化を実現する積極的な取り組みを行う。

基本事業（１）（２）（５）（６）に関連。

3. TPP、FTA、WTO 等国际問題に関する事業

輸入豚肉との競争に打ち勝つため、国内の養豚経営安定対策について、他組織と連携をとりながら、国内の養豚農業が国際競争の中で将来にわたって存続する取り組みを行う。

基本事業（２）（５）（６）（７）に関連。

4. 飼料用米の利活用の推進事業

国の進める食料・農業・農村基本計画である、平成 37 年度のカロリーベース自給率目標 45%に向かって、国産飼料用米の利活用を推進するとともに、国産飼料用米利用農家に対して国産飼料用米の 2 倍量まで払い下げが受けられる政府所有の廉価な MA 米を有効利用することで、飼料費の低減を図る事業を推進する。

また、飼料米を使った豚肉の認知度を高めるためブランド化事業を推進する。

基本事業（１）（５）に関連。

5. 豚・豚肉トレーサビリティの推進事業

豚・豚肉トレーサビリティの推進に向けて、全国の農場情報のデータベースの充実と認証制度などの検討を図り、消費者に信頼される農場情報を発信する。

基本事業（１）（２）（６）に関連。

6. 衛生対策に関する事業

衛生部会、育種改良部会、日本養豚開業獣医師協会と連携して、指定種豚場等の衛生レベルの向上を諮り、養豚経営に甚大な被害をもたらす様々な伝染病に対し、しっかりとした国内防疫対策について要請する。また同時に国内養豚生産者の衛生対策等について衛生セミナーを開催する。

基本事業（３）（４）（６）（７）に関連。

7. 豚肉の消費拡大に関する事業

青年部及び流通・消費部会を中心とした豚肉消費拡大キャンペーン「俺たちの豚肉を食べてくれ」に全国の後継者へ積極的に参加協力を願い、消費拡大を推進するとともに後継者同士の情報交換の場として活用する。また、青年部及び生産・経営部会の共催で養豚セミナーを開催する。

基本事業（１）（２）（５）（６）に関連。

8. 部会活動の充実強化に関する事業

養豚経営を将来にわたって継続するため早急に解決が必要な臭気対策、アニマルウェルフェア等の諸問題を整理し、各担当部会からの提案活動を充実し役員会及び理事会との連携強化を図る。

基本事業(1)(2)(3)(4)に関連。

9. 後継者育成に関する事業

養豚産業を将来にわたって発展させるため後継者育成を目的とした「日本養豚大学校」の運営を支援する。

基本事業(1)(2)(5)(6)に関連。

10. 自然災害等の復興に対する支援事業

全国で発生している震災や集中豪雨・雪害等の自然災害の復興に対する支援活動を必要に応じて実施する。

基本事業(1)(5)(7)に関連。

11. 豚の登記・登録、育種・改良に関する事業

登録事業の推進を図るため、種豚導入事業の周知と積極的な活用を推進する。

基本事業(3)(4)(6)に関連。

(1) 種豚の登録事業

1) 本会の登録規程に基づき、次のとおり登録を行う。

種豚登録	5,300頭
子豚登記	13,200頭

2) 本会の証明規程に基づき、次のとおり証明を行う。

血統登記	10頭
血統能力証明	100頭
系統認定証明	1系統
系統維持施設指定証明	30施設
系統種豚証明	200頭
一代雑種豚血統証明	2,000頭
産子検定終了証明料	50頭
現場直接検定終了証明料	100頭
海外合成豚認定証明	0件
海外合成豚原々種豚場認定証明	2場
海外合成豚血統証明	10頭
肉豚証明	2,500頭
黒豚生産農場指定証明	15場

豚輸入精液証明	700頭
移動証明	1,000頭
証明書書換	10頭
証明書再交付	10頭

(2) 認定事業の実施

豚の改良増殖を推進するとともに生産基盤の強化と登録事業の進展及び養豚場の衛生環境を改善し、衛生思想の普及徹底と防疫対策を強化し、豚の生産効率の向上を図るため、指定種豚場認定規程、黒豚生産農場指定規程、海外合成豚原々種豚場認定に基づき認定事業を実施する。

- 1) 指定種豚場の認定
- 2) 黒豚生産農場の認定
- 3) 海外合成豚原々種豚場の認定

(3) 登録研究会、講習会の開催

登録事業の円滑な推進と登録委員の育成を図るため、登録業務委託団体担当者会議及び登録講習会を開催する。

(4) 輸出種豚の血統証明

輸出種豚の英文血統能力証明書の発行を行う。

1.2. 補助・委託事業及びその他事業

養豚振興を推進するため次の事業を実施する。

- (1) 農林水産省 農業競争力強化対策民間団体補助事業（国産豚肉 農場トレーサビリティ）、家畜改良推進事業の実施。米活用畜産物など全国展開事業の実施。
- (2) (独) 農畜産業振興機構 養豚経営安定対策委託事業、養豚経営安定対策補完事業の実施。
- (3) (公社) 中央畜産会 畜産物輸出特別支援事業（豚肉輸出）の実施。
- (4) 国産純粋種豚改良協議会事務局の運営
平成28年3月31日に設立された「国産純粋種豚改良協議会」の事務局を引き受け、産官民一体となって実施する国産純粋種豚の改良に参画する。
- (5) 平成30年5月30日～6月1日の3日間開催される2018国際養鶏養豚総合展委託事業の実施。

1.3. 庶務に関する事業

8つの基本事業を円滑に推進するための7つの部会活動、並びに各県での組織力強化のため県組織事務局会議、登録業務委託団体会議、ブロック会議等を行う。

またこれらの事業を総括する理事会を定期的に行い、年1回の通常総会を開催。